

自由権規約委員会による2016年4月19日付情報提供要請への  
日本政府回答

**パラ13 死刑**

(i) 同法案可決に向けた進展（市民社会の同議論への参加に関する情報含む）

証拠の一覧表の交付手続の導入を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、2016年5月に国会で可決され、成立した。同法律案の立案過程の法制審議会や国会審議においては、刑事法の実務家や研究者の他にも、マスコミ関係者や、無罪判決を受けた元被告人など多様な立場の者から意見が聴取された。

(ii) 新しい仕組みを適用するにあたって計画された基準及びそれが死刑を含めた全ての事案に適用されるか否か

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件において、被告人又は弁護人から請求があったときに、証拠の一覧表の交付を義務付けることとしている。法定刑に死刑が含まれる罪の事件は、裁判員裁判対象事件であり、必ず公判前整理手続に付されるため、一覧表の交付手続の対象となり得る。

(iii) 被疑者の取調べの録音と同法案に含まれるか否か及び同法案が死刑の事案にいかに関適用されるか

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案には、被疑者の取調べの録音・録画制度の導入も含まれている。法定刑に死刑が含まれる罪の事件についても、同制度の対象となる。

**パラ14 慰安婦問題**

2014年7月23日の日本に対する最終見解（CCPR/C/JPN/6）の採択以降に取った措置に関する情報（日本がお詫びをし、元慰安婦のケアのために10億円の支払いを約束したとされる2015年12月の日韓合意に関する情報を含む）の提供を要請する。

別途提出する。

委員会は、また、次のために取った措置に関する情報の提供も要請する。

- (a) 全ての事案の調査、並びに加害者の訴追及び処罰
- (b) 被害者及びその家族に対する完全な賠償の提供
- (c) 入手可能な全ての証拠の開示
- (d) 被害者を中傷し又は事象を否定する試みの非難
- (e) 教科書での言及を通じた生徒への教育

別途提出する。

## パラ 16 技能実習制度

委員会は、2015年3月に国会に提出された関連法案の内容及び議論への市民社会の関与に関する情報を含めた同法案可決に向けた進展に関する情報提供を要請する。委員会は、低賃金労働者の雇用の慣行を避けるために、同法案が刑罰や実習生の最低賃金を規定しているか否かに関する情報の提供についても要請する。

技能実習法案は、2015年3月に国会に提出され、引き続き継続審議となっている。

罰則については、同法案において、技能実習生保護の観点から、

- ①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為
  - ②技能実習生との間で技能実習に係る契約の不履行について違約金等を定める行為
  - ③技能実習生に係る契約に付随して技能実習生の貯蓄金を管理する契約等を締結する行為
  - ④技能実習生の旅券又は在留カードを意思に反して保管する行為
  - ⑤技能実習生に解雇その他の労働関係上の不利益又は財産上の不利益を示して、技能実習実施時間外における通信、面談の一部又は全部を禁止する旨を告知する行為
  - ⑥実習実施者等による法令違反を主務大臣に申告したことを理由として技能実習生に対する不利益な取扱いをする行為
- 等について、刑罰を科すこととしている。

また、賃金については、新制度でも、現在の「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」という要件と同趣旨の基準を、技能実習計画の認定基準の一つとして定める予定であるところ、法務大臣及び厚生労働大臣の委託を受けた一元的な制度管理運用機関である外国人技能実習機構においてその確認を行うこととしている。そして、より適切な判断を確保するため、個々の実習実施者には、技能実習生に支払う賃金が「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」であることについて説明責任を課すこととし、説明責任を果たせない実習実施者に対しては、認定基準を満たさないものとして、技能実習計画を認定しないこととしている。

委員会は、2014年7月に委員会が最終見解(CCPR/C/JPN/CO/6)を採択して以降、実地調査の回数を増やすために取った措置についての情報提供を要請する。委員会は、ここ3年で実施された実地検査の回数、結果についての情報提供に

についても要請する。

2015年3月に国会に提出され、引き続き継続審議となっている技能実習法案では、外国人技能実習機構を新設し、法律に基づく実地検査を行わせることとしており、本法案が成立した場合には、地方入国管理局、労働基準監督機関等の関係機関との連携強化を図り、これまで以上にきめ細かく対応してまいりたい。

労働基準監督機関においては、これまでも重点的に技能実習実施機関に対して監督指導を実施してきたところである。

また、強制労働等の人権侵害が疑われる事案について把握した場合は、出入国管理機関と合同監督・調査を実施するなど厳しく対応してきたところである。今後設立が検討されている外国人技能実習機構とも十分連携しつつ、対応してまいりたい。

労働基準監督機関では、技能実習実施機関に対して、2012年に2,776件、2013年に2,318件、2014年に3,918件の監督指導を実施しており、それぞれ2,196件、1,844件、2,977件の労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行い、また労働基準監督機関及び入国管理局により、2014年において15件の合同監督・調査を実施した。

さらに、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた技能実習実施機関については、2012年に15件、2013年に12件、2014年に26件を送検した。

法務省入国管理局では、労働基準監督機関と合同での調査を積極的に行っているところ、2014年10月から、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われ、かつ、労働関係法令違反が疑われる事案に対しては、労働基準監督機関と合同で監督・調査を実施することとしており、これまで以上に連携強化を図っている。

また、近年、法務省入国管理局が、独自に行った実地調査の件数は、

2014年 359件

2015年 486件

であるが、その結果に係る統計は存在しない。

なお、実地調査等により、不正行為の事実が認められた場合には、最長5年間、技能実習生の受入れを停止する等厳格に対応しているところ、近年、不正行為を通知した機関数は、

2014年 241機関

2015年 273機関

であった。

## パラ18 代替収容制度（代用監獄）及び自白強要

(b) 同法案が、全ての事案において、逮捕時から弁護人を依頼する権利が保障されることを確保するようとの委員会の勧告に完全に準拠しているかに関する情報も含め、同法案の進展に関する更なる情報を求める。委員会は締約国に対し、弁護人が取調べ中に立ち会うことを確保するため、締約国の立場を再検討することを要請する。また、委員会は、同法案に関する議論への市民社会の参加に関する情報提供についても要請する。

現行の刑事訴訟法においては、司法警察員等は、被疑者を逮捕したとき等に、弁護人を選任することができる旨を告知しなければならないこととされている（同法第203条第1項、第204条第1項）。これに加えて、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、この告知に当たり、弁護人の選任方法、すなわち、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先について教示しなければならないこととされた。

また、現行の刑事訴訟法においては、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について勾留状が発せられている被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときに、裁判官は、被疑者の請求により、弁護人を付さなければならないこととされているところ、同法律案においては、法定刑による限定が撤廃され、勾留状が発せられている全ての事件の被疑者に対して、国選弁護人が付され得ることとされた。

同法律案は、2016年5月に国会で可決され、成立した。同法律案の立案過程の法制審議会や国会審議においては、刑事法の実務家や研究者の他にも、マスコミ関係者や、無罪判決を受けた元被告人など多様な立場の者から意見が聴取された。

(c) 委員会は、取調べのビデオ録画に関する法案に関して提供された情報を認識し、同法案の進展、同法案の議論への市民社会の参加、同法案により設定されたビデオ録画の条件に関して、情報提供を要請する。同法案が、全ての取調べにビデオ録画が適用されることとされているか否かについてもお知らせ願いたい。

被疑者の取調べの録音・録画制度の導入を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、2016年5月に国会で可決され、成立した。同法律案の立案過程の法制審議会や国会審議においては、刑事法の実務家や研究者の他にも、マスコミ関係者、無罪判決を受けた元被告人など多様な立場の者から意見が聴取された。

同法律案において導入される取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件又は検察官独自捜査事件について取り調べるときには、所定の例外事由に該当する場合を除き、全ての取調べの録音・録画を義務付けるものである。

なお、検察においては、①裁判員裁判対象事件、②知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、③精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件、④いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件の4つの類型について、引き続き積極的に録音・録画に取り組んでおり、2015年4月から同年12月までの9か月間において、①について2,333件(対象となる事件の99.7パーセント)、②について827件(同100パーセント)、③について1,933件(同99.8パーセント)、④について91件(同100パーセント)の事件で録音・録画を実施している。

また、検察においては、2014年10月から、公判請求が見込まれる身柄事件で被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件等について新たに録音・録画の試行を行っており、2015年4月から同年12月までの9か月間において、35,752件の事件でこの新たな試行としての被疑者の取調べの録音・録画を行っている。

警察においては、2009年、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について録音・録画の試行を開始し、現在では、知的障害等を有する被疑者に係る事件についても同試行を実施している。2015年4月から2016年3月までの1年間において、裁判員裁判対象事件等に係る取調べについて2,897件(対象となる事件の検挙件数に占める割合は91.2パーセント)、同期間中の知的障害を有する被疑者に係る取調べについて1,231件(同97.7パーセント)の事件で録音・録画を実施している。

(了)